

中小企業者等の償却資産税軽減特例の新設

固定資産税は、土地建物だけでなく機械装置などにも課税されていることにお気づきでしょうか。それは固定資産税の一種である「償却資産税」のことです。

中小企業者等の設備投資を促進するために、国税では特別償却や税額控除の制度がありますが、地方税では、設備投資をした機械装置等の償却資産税の軽減措置が導入されています。

平成 30 年度の税制改正では、さらに軽減の規模を拡充した新特例が創設され、製造業を中心に償却資産税の大幅な減額メリットがあります。

1. 新特例の概要

新特例では「生産性向上特別措置法」(以下、「特別措置法」)に基づき、中小企業者等が認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて取得した一定の機械装置、工具器具備品、建物附属設備について、3 年間、償却資産税が2分の1から最大全額、軽減されます。

赤字法人であっても、償却資産税の負担が減少しますので、大規模企業ほど資金的な余裕がない中小企業にとっては、大きなメリットのある制度といえます。

2. 適用の要件と留意点、適用開始時期など

(1) 計画認定と軽減率

新特例は、市区町村の計画に基づき中小企業者等が実施する先端設備導入に対して償却資産税の軽減が受けられるというものです。

中小企業者等()は、策定した計画により、その投資により年平均3%以上の生産性向上が見込まれることなどについての経営革新等認定支援機関の事前の確認を受け、対象設備の旧モデルに比した生産性の向上指標や販売時期の工業会等からの証明を取得し認定を申請します。

軽減率は市区町村がそれぞれ条例により定めしますので、地域により多少の差異が生じる可能性はありますが、中小企業庁によるアンケートでは、全国市区町村のほとんどが最大である全額を適用予定とのことです。

()中小企業者等：資本金額1億円以下の法人(大企業の子会社等を除く)、従業員数1,000人以下の個人事業主等

(2) 適用の時期と期間

新特例の適用期間は、特別措置法の施行日(平成30年6月6日に施行済)から平成33年3月31日までですが、6月15日現在、すでに札幌市、大阪市、福井市ほかで申請の受付が開始されています。他の市区町

村でも今後順次、準備が整い次第、申請が可能になります。

(3) 適用対象の資産の範囲

新特例の対象となる設備投資の資産の範囲は、次のとおりです。

＜生産性向上の指標が旧モデル比で

年平均1%以上向上する以下のもの＞

機械装置	160万円以上10年以内販売開始
測定工具・検査工具	30万円以上5年以内販売開始
器具備品	30万円以上6年以内販売開始
建物附属設備	60万円以上14年以内販売開始

生産性向上指標や販売時期については工業会等が証明書を提出する

3. 利用にあたっての留意点

新特例の適用要件等のポイントを、旧特例と比較して整理すると下図のとおりです。

- ・旧特例に比べ最大軽減割合が拡大
- ・認定支援機関による計画の事前確認が必須
- ・事後の申請が認められない

など新特例の特徴と留意すべき点がお分かりいただけたと思います。特に計画の事前認定が必須な点について、市区町村によっては認定まで時間を要することもありますので、時間に余裕を持って対応するほうがよいでしょう。

	旧特例	新特例
計画認定	経済産業省による経営力向上計画の認定	市区町村による先端設備等導入計画の認定
期限	平成31年3月末	平成33年3月末
適用要件	工業会等の証明書必要	工業会等の証明書必要
	認定経営革新等支援機関の確認は任意	認定経営革新等支援機関の事前確認が必要
	原則は事前認定、例外的に取得後の計画申請も可	設備等取得後の計画申請は不可
軽減率	3年間、1/2	3年間、1/2～最大全額

新特例は、赤字法人でもキャッシュフローに直接効果があり、軽減の規模も従来制度より大きくなっています。これまでご紹介してきた設備投資の特別償却や税額控除などと合わせて利用すれば、設備投資コストの効率を大きく改善することができます。導入計画策定には税理士などの協力を得て、ぜひ積極的に活用してください。

(提供：朝日税理士法人)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future